

業務指示書

モザンビーク国ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：稲作に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／普及）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業技術普及にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 稲栽培/種子生産】

- 1) 類似業務の経験：稲栽培・種子生産にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農民組織】

- 1) 類似業務の経験：農民組織強化にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MZN1 = 1.5586 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 9月30日(金) 13:30～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町）2 208会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／普及
稲栽培／種子生産
農民組織

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

79.68 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月14日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順位第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>).

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
モザンビーク国ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／普及	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 稲栽培/種子生産	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農民組織	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

モザンビーク共和国は人口約2,797万人(2015年)を有し、農業セクターは全就業人口の約8割、GDPの28%(2014年)を占め、同国にとって重要なセクターである。同国における主要作物はキャッサバやメイズであるが、近年、都市部を中心にコメの需要が伸長しており、年間コメ消費量は2001年～2011年の間で、3.1倍(20万トン/年から62万トン/年)に著しく増加している。ただし、消費量の大半(約56%)は輸入に頼っており、同期間中の輸入量の伸びが10倍に増加したのに対し、国内生産量の伸びは1.6倍に留まっている(FAO統計)。今後も同様の傾向が続く場合、輸入依存度がますます高まることが予想される。そのため、同国におけるコメ生産量の増加が求められている。

しかし、農業従事者の90%以上が小規模農家(農地1ha程度)であるほか、大半の農家のコメ生産技術は低い。また、優良種子の供給体制や生産物の流通ネットワークの未整備などの課題がある。本事業の対象となるザンベジア州においても、同国のコメ生産量の約6割を占めるものの、上述した課題により、コメの生産性は低い状況にある。

このような課題に対応するために、JICAは2008年のTICAD IVでアフリカ緑の革命のための同盟(AGRA)と共同で発表した「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」の下、モザンビークの稲作増産等を通じた農業開発を支援している。これまでに、「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」(2011年～2015年)、「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」(2011年～2014年)を通じて、それぞれザンベジア州、ガザ州の1灌漑地区を対象に稲栽培技術の向上や農民組織強化を支援し、灌漑稲栽培マニュアル等を作成した。その結果、収穫量(単収)については、ザンベジア州のプロジェクトでは2.5～3.0トン/haから4.1トン/ha(展示圃場)に、ガザ州のプロジェクトでは、2.7トン/haから4.0トン/ha(洪水被害地区を除く対象地区)に増加した。

同国のコメの需要を満たすためには、同国最大の稲作地帯であるザンベジア州全体の単収の増加が不可欠である。これまでの協力成果を応用した、栽培技術の普及により一層のコメの生産性向上を図ることが必要とされる。

このような背景の下、モザンビーク政府は我が国に対して、先行案件で開発された稲栽培技術等のさらなる普及、及び市場志向型のコメ振興を目的とした技術協力を要請した。それを受けてJICAは、2015年6月に詳細計画策定調査を実施し、協力内容に関する調査及びモザンビーク側との協議を行った。その後、2016年7月5日にR/D(Record of Discussions: 討議議事録)が署名され、農業食糧安全保障省及びザンベジア州農業食糧安全保障局をカウンターパート(C/P)機関とする本プロジェクトが実施されることとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト

(2) 上位目標

①ザンベジア州全域におけるコメ生産量が増加する。

②対象地区におけるコメ生産農家の稲作による年間収入が向上する。

(3) プロジェクト目標

ザンベジア州の対象地区におけるコメ生産性が向上する。

(4) 期待される成果

- 1) 対象地区において灌漑及び天水稲栽培技術が普及する。
- 2) 対象地区における種子生産管理体制の機能が改善される。
- 3) 対象地区において灌漑施設維持管理状況が改善される。
- 4) 市場志向型アプローチに沿った効果的な農民組織活動を実施するための農民組織能力が向上する。
- 5) 開発されたコメ生産市場化普及パッケージ (仮名)¹ の内容が、農業セクターの主要関係者²により受け入れられる。

(5) 活動の概要

【灌漑稲栽培技術の普及】

- 活動 1-1-1 ベースライン調査を実施する。
- 活動 1-1-2 対象地区を選定する
- 活動 1-1-3 既存マニュアルの栽培技術を対象地区に適用させる。
- 活動 1-1-4 普及研修計画を策定する。
- 活動 1-1-5 デモ圃場を設置する。
- 活動 1-1-6 普及員、デモ圃場農家を対象に研修を実施する。
- 活動 1-1-7 対象地区において普及活動を実施する。
- 活動 1-1-8 フォローアップのためのモニタリングを実施する。
- 活動 1-1-9 実践に基づいて、灌漑稲栽培技術マニュアルを改訂する。

【天水稲栽培技術の普及】

- 活動 1-2-1 ベースライン調査を実施する。
- 活動 1-2-2 対象地区を選定する
- 活動 1-2-3 天水稲栽培マニュアルのドラフトを作成する。
- 活動 1-2-4 普及研修計画を作成する。
- 活動 1-2-5 デモ圃場を設置する。
- 活動 1-2-6 普及員、デモ圃場農家を対象に研修を実施する。
- 活動 1-2-7 対象地区において普及活動を実施する。
- 活動 1-2-8 フォローアップのためのモニタリングを実施する。
- 活動 1-2-9 実践に基づいて、天水稲栽培技術マニュアルを改訂する。

【種子生産管理体制の機能改善】

- 活動 2-1 ベースライン調査を実施する。
- 活動 2-2 対象地区を選定する。

¹ 稲栽培技術、種子生産、灌漑施設維持管理、農民組織強化、マーケティングに係るマニュアルやガイドラインを纏めた普及パッケージ。成果 1-4 の中でこれらマニュアル等を作成（改訂）する。

² 農業食糧安全保障省普及局長、農業食糧安全保障省農林業局長、他の主要なコメ生産地域の州農業食糧安全保障局長など。

- 活動 2-3 既存マニュアルの種子生産技術を対象地区に適用させる。
- 活動 2-4 種子生産研修計画を作成する。
- 活動 2-5 デモ圃場を設置する。
- 活動 2-6 農業研究所 (IIAM)、種子生産会社、種子検定員、種子生産農家を対象に、種子生産管理研修を実施する。
- 活動 2-7 種子生産管理システム改善案を作成する。
- 活動 2-8 フォローアップのためのモニタリングを実施する。
- 活動 2-9 実践に基づいて種子生産マニュアルを改訂する。

【灌漑施設維持管理状況の改善】

- 活動 3-1 ベースライン調査を実施する。
- 活動 3-2 対象地区を選定する。
- 活動 3-3 既存マニュアルの灌漑施設維持管理技術を対象地区に適用させる。
- 活動 3-4 灌漑施設維持管理計画作成を支援する。
- 活動 3-5 必要があれば計画を改定する。
- 活動 3-6 水利組合による灌漑施設維持管理の技術的支援を行う。
- 活動 3-7 フォローアップのためのモニタリングを実施する。
- 活動 3-8 実践に基づいて、灌漑施設維持管理マニュアルを改訂する。

【農民組織能力の向上】

- 活動 4-1 ベースライン調査を実施する。
- 活動 4-2 対象地区を選定する。
- 活動 4-3 農民組織活動支援研修マニュアル案を作成する。
- 活動 4-4 研修計画を作成する。
- 活動 4-5 農民組織強化研修を実施する。
- 活動 4-6 フォローアップのためのモニタリングを実施する。
- 活動 4-7 農民組織活動支援研修マニュアルを改訂する。
- 活動 4-8 農民組織活動のガイドラインを作成する。

【コメ生産市場化普及パッケージ（仮名）の承認】

- 活動 5-1 普及パッケージ教材の更新確認のための関係者（農業食糧安全保障省及び州レベル）内会議を開催する。
- 活動 5-2 普及パッケージ教材のよりよい活用と教訓共有のためのワークショップを開催する。
- 活動 5-3 ワークショップにおいて、コメ生産市場化普及パッケージ（仮名）を紹介する。
- 活動 5-4 普及パッケージの国家コメ開発プログラム (NRDP) 反映に向けた協議を行う。

(6) 対象地域

ザンベジア州灌漑稲作地区、天水稲作地区（具体的な地区、地区数は本プロジェクト開始後のベースライン調査で決定する。灌漑稲作地区は約 6 地区、天水稲作地区は 2 地区程度を想定）

(7) 関係官庁・機関・組織

組織名	組織の位置づけ	役割
農業食糧安全保障省 普及局	本プロジェクト責任機関	実施機関の活動の管理・指導を行うとともに、本プロジェクトの総監督を担う。本プロジェクトで取り纏める普及パッケージの活用や NRDP への反映に向けた協議の中心的位置づけとなる。
ザンベジア州農業食糧安全保障局	本プロジェクト実施機関	本プロジェクトの現場責任機関であるとともに、各稲作地区の活動の監督・指導を行う。協力機関に対して活動の指示を出すほか、上記責任機関に対して、進捗状況の報告を行う。
農業食糧安全保障省 農林業局(DINAS) (元サービス局)、国家灌漑院(INIR)、農業研究所(IIAM)ザンベジア州試験場、対象郡経済活動事務所(SDAE)	本プロジェクト協力機関	日本人専門家と協力し、農家に対して技術指導を行うほか、責任機関、実施機関に対して進捗状況を報告する。本プロジェクト活動の推進役となる。

3. 業務の目的

本プロジェクトは、ザンベジア州の灌漑農業及び天水農業地域において、稲栽培技術の普及、種子生産機能の強化、灌漑施設の補修や農民組織の強化を行うことにより、対象地区でのコメの生産性向上を図り、もってザンベジア州全域におけるコメ生産量の増加ならびに農民の生計向上に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2016 年 7 月 5 日に農業食糧安全保障省普及局と締結した R/D に基づいて実施される「ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト」において、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務及び、「7. 機材の調達」を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの基本方針

本プロジェクトの目標は、ザンベジア州の対象地区におけるコメ生産性の向上である。ザンベジア州はモザンビークにおけるコメ生産量の約 6 割を占めるものの、天水稲作地区を含む広大な面積において、生産性向上の大きなポテンシャルを持つ。ザンベジア州の稲作地区の中で、天水地区は 9 割を占めており、先行案件における圃場の

均平や条植えを含む灌漑稲栽培技術を天水低湿地稲栽培技術に応用し、ザンベジア州のコメ生産性の底上げを図る。また、本プロジェクトの中で稲栽培、種子生産、灌漑施設維持管理、農民組織などのマニュアルやガイドラインを統合し、一つの普及パッケージを策定する。

本プロジェクトの対象地域はザンベジア州に限定しているが、将来的な展望として、モザンビーク側が同パッケージを活用し、モザンビーク国全体のコメ生産性向上を図ることとしている。このため、上述した普及パッケージの全国展開計画の作成をはじめ、同パッケージのNRDPへの反映に向けた協議を農業食糧安全保障省と行う。

また、コメの需要が高まる中、コメ生産性を向上するだけでなく、生産したコメをどのように販売するかも重要になってくる。これに関連し、モザンビーク農業食糧安全保障省からの強い要望により、上位目標で、「対象地区におけるコメ生産農家の稲作による年間収入が向上する。」を設定している。この目標の達成に向けて、プロジェクトで予定しているマーケティング分野の活動を通じて、市場ニーズや価格を含む市場情報の把握、農民グループでの適期なコメの出荷、新たな市場開拓、などに取り組むことを想定している。

農家が品質の改善された種子を用い、現地に適した栽培技術を取り入れ、コメ生産性の向上を目指すことに加え、より効果的、効率的な手法でコメを販売し、農家の稲作収入を向上することが本プロジェクトの目指すところである。

また、2015年6月19日に締結したM/M (Minutes of Meetings: 協議議事録)の中で、先行案件「ショクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発計画」(ショクエフェーズ1)及び、「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」(ショクエフェーズ2)の対象サイトでのフォローアップ活動(ショクエフォローアッププロジェクト(仮))の実施を検討している点を明記している。フォローアップ活動は、本プロジェクトとは異なるスキーム(フォローアップスキーム)で2016年11月頃に約1ヶ月の期間での実施を検討しており、精米機の管理能力向上やコメ販売促進を通じた農民組織の再強化を図る。このため、本プロジェクトは同フォローアッププロジェクトと技術や教材の活用、情報の共有に努める。

同じく先行案件である「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト(ナンテプロジェクト)」では、灌漑稲栽培技術の開発とともに、水路の改修など灌漑施設の維持管理能力強化のための研修等が実施された。ナンテプロジェクトのフォローアップ(モニタリング)については、本プロジェクト内で実施する。ただし、フォローアップは本プロジェクト及び、ナンテ地区の作期を見ながら、3ヶ月に1度行う程度とする。

(2) プロジェクトの運営体制

本プロジェクトの主要なC/P機関は、農業食糧安全保障省普及局及び、ザンベジア州農業食糧安全保障局である。

これらを踏まえて、プロジェクトの実施体制をモザンビーク側と確認するとともに、プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、本プロジェクトにおいて合同調整委員会(JCC)³を設立し、少なくとも年1回の開催を支援する。さらに、JCCの下に州レベ

³ JCCはモザンビーク側が議長を務め(農業食糧安全保障省からの出席者とする)、モザンビーク側の主導で開催されるものの、コンサルタントは必要な支援を行うことが求められる。JCCは年に最低1回開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び、目標の達成度等を確認する。

ル（現場レベル）でプロジェクトの進捗状況を管理する運営委員会（SC）を設置し、年4回の実施を支援する。

本プロジェクトの定期的な進捗状況の確認のために、6カ月に一度、報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた「モニタリングシート」⁴（別紙2参照）をC/Pとともに作成し、JICAモザンビーク事務所に提出する。同シート等を活用し、プロジェクト計画に基づく成果管理や進捗管理について、C/P機関及びコンサルタントが共同で、定期的実施・確認する。必要に応じて、成果の確認に必要な情報の収集・整理・分析を支援・指導する専門家あるいは要員を活用することを可能とする。

本プロジェクトでは、ザンベジア州都キリマネに位置する州農業食糧安全保障局内にプロジェクトオフィスを設置する。

（3）他ドナーとの連携（協力）

稲作分野では他ドナーにより、以下の支援が実施されている。いずれの支援も本プロジェクトと関係性が極めて深いことから、積極的に連携の可能性を探り、成果の面的拡大を追求していくこととする。

1）世界銀行（世銀）

2つの稲作関連プロジェクトを実施中である。1つは「ProIRRI（持続的灌漑開発プロジェクト）」がザンベジア州、ソファラ州、マニカ州の3州において、灌漑システムの導入及び改善により、農業生産市場化を促進し、農家の生産性を増加させることを目標に、関係機関の能力開発、農家参加型の灌漑施設の管理、灌漑システム整備、バリューチェーン開発等を行うものである。JICAによる先行案件で灌漑施設のリハビリを行った実績があること、ProIRRIの対象地区の一つとして、本プロジェクトと同じザンベジア州が含まれることを踏まえ、世銀との関係強化を図るために、灌漑施設維持管理活動の中で、連携の可能性を探る。

もう1つは、研究・人材育成が主体の「APPSA（南部アフリカ農業生産性プログラム）」であり、作物育種、収穫後処理などの技術開発や、技術普及の促進、修士・博士号取得支援を含むリーダーシップ強化などを実施している。このため、APPSAと本プロジェクトとの間では、研究者、普及員、農家などの関係強化を通じた技術普及の促進を図るための連携点を模索する。また、APPSAに関連する研究者のレベル向上を図るために、JICA課題別研修を活用する可能性についても検討する。

2）ベトナム農業科学アカデミー

ザンベジア州では、ベトナム農業科学アカデミーが同州農業研究所（IIAM）とともに、種子生産技術の強化、及び品種改良に関連する活動を実施している。その中で、IIAM職員や農民に対して種子生産に係る研修を行っている。本プロジェクトにおいても、種子生産管理体制の強化や、種子生産に係る技術の向上を目指す取り組みを行うことから、ベトナム人専門家が行う種子生産研修に本プロジェクト関係者を参加させることも念頭に、ベトナム側と協力点について検討し、連携案を提案する。

（4）事業のフェーズ分け

⁴ モニタリングシートに定められる項目には、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び、成果に正または負の影響を及ぼす外部要素（当該技プロと類似の目的を持ったC/P機関側が独自または他ドナーの取組及び同一のJICAプログラム内の他のプロジェクトに関する情報）を含む。

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・第1年次：2016年10月～2017年9月
- ・第2年次：2017年10月～2019年9月
- ・第3年次：2019年10月～2021年9月

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてコンサルタントとJICAが協議し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(5) モザンビークの農業セクターの政策

モザンビーク政府は、競争的で持続的な方法による社会的かつジェンダー的平等を通じた食糧安全保障の確立と農業生産者の収入増加への貢献を目指すために、2011年に農業開発戦略計画 Strategic Plan for Agricultural Development (PEDSA) を策定した。その4つの柱として、i) 農業生産性（生産性、生産量と競争力の増加と十分な食料）、ii) 市場へのアクセス（より大規模な市場化のためのサービスとインフラと農業投資に繋がる枠組）、iii) 自然資源（土地、水、森林や動物相の持続的かつ最大限有効活用）、iv) 組織（力強い農業機関）を挙げている。

また、農業生産性の強化、投資と政策的介入の優先性を見極めるために、国家農業セクター投資計画 The National Investment Plan for the Agrarian Sector (PNISA) (2014-2018) が策定された。大きくは CAADP (Comprehensive Africa Agriculture Development Programme) の枠組み、直近では PEDSA に呼応する形での投資計画である。PNISA は5つのコンポーネント（(i) 生産と生産性のための投資、(ii) マーケットアクセス、(iii) 食料と栄養の保障、(iv) 自然資源ならびに (v) 組織の改革と強化）に分けて整理された合計21のプログラムからなっており、それぞれに資金計画がなされ目標値が設定されている。

本プロジェクトはこれらの戦略と整合した支援であることを十分認識しながら、事業を実施することが重要である。

(6) コミュニティ及びジェンダーへの配慮

本プロジェクトはジェンダーの視点からも十分配慮し、プロジェクト活動の中で意思決定を行う際、男女双方の意見を取り入れ、少なくとも開発の結果が男女格差を助長することにつながらないように留意する。

(7) ポルトガル語による資料作成

本プロジェクトの対象地区では、英語を理解する人材が限られており、円滑なコミュニケーションの確保や、プロジェクトで使用する資料の理解を促進するために、ポルトガル語による資料作成、時にはポルトガル語の通訳が必要となる。農民組織もしくは農民対象のマニュアルやガイドライン等の資料については、英語版だけでなく、ポルトガル語版を作成する。また、ポルトガル語通訳の活用をはじめ、円滑なコミュニケーションを実施する体制を整備するよう十分に留意する。

(8) C/P のオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の力を向上させるかが重要である。コンサルタントはモザンビーク側関係機関の主体性を尊

重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて、現地側の持続的な能力の向上を図るために、活動プロセスにおいて十分意識・工夫するものとする。

(9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、積極的にJICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/Pとの合意文書の変更⁵等）を取ることをとする。

(10) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果についてモザンビークの人々及び日本の国民が理解するように、効果的な広報に努めること。また、他ドナーからの理解も得られるように、お互いに情報共有を図ることとする。プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、定期的にニュースレターを発行し、関係者に配布すること。

6. 業務の内容

本業務については以下を想定しているが、本プロジェクト目標達成のため、変更・削除すべき活動、追加すべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。

第1年次契約期間：2016年10月～2017年9月

(1) ワークプラン（プロジェクト全体期間及び第1年次原案）の作成・協議（国内）

2014年度に終了した2つの技術協力プロジェクト「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」及び、「シヨクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」の成果を踏まえ、本プロジェクトの背景を含む全体像を把握・分析し、プロジェクト実施の基本方針、具体的なアプローチ案（業務工程計画案等）を固める。その際、上記プロジェクトのレポート（終了時評価調査報告書、業務完了報告書）及び本プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）を参考にすること。

上記アプローチ案を基にワークプラン（全体期間及び第1年次原案）（和文・英文）を取りまとめ、JICA農村開発部に説明、意見交換を行う。

(2) ワークプランの提出・協議（現地）

本プロジェクトの実施主体となる農業食糧安全保障省普及局(DNEA)、ザンベジア州農業食糧安全保障局等に対し、ワークプラン（全体期間及び第1年次原案）の内容について説明・意見交換を行い、合意を得る。特に、本プロジェクトの実施工程、実施方針、技術移転の工程を協議し、理解を得る。また、研修費用など経費の負担事項を関係者と協議し、プロジェクト費用負担事項を確認する。その際、R/Dで記載されているモザンビーク国負担事項を担保させるよう努めること。また、今後の実施体制、

⁵ プロジェクトからの提案を受けたPDM改定案へのミニッツ署名など想定。

便宜供与についても C/P 機関に確認する。

(3) キックオフミーティングの開催

農業食糧安全保障省普及局、同省農林業局(DINAS) (前サービス局)、ザンベジア州農業食糧安全保障局(DPASA)をはじめ、プロジェクト関係機関が出席するキックオフミーティングを開催し、ワークプランについて説明、意見交換を行い、理解を得る。

(4) ベースライン調査の実施

農業食糧安全保障省及び、ザンベジア州農業食糧安全保障局をはじめ、農業研究所(IIAM)、NGO、他援助機関を訪問し、ザンベジア州における農業関連統計データを収集する。同時に、既存の農民組織体制、ザンベジア州農業食糧安全保障局内予算執行状況や実施されたワークショップ等の活動に関連する情報を収集及び分析する。調査項目として以下を含み、その他必要と思われる調査項目をプロポーザルで提案すること。また、ベースライン調査は現地再委託を認める。

<ザンベジア州農業の一般情報>

- ・世帯情報(人数、就労人数、収入及び収入源、農地面積)
- ・作物、作付記録(存在すれば)
- ・導入している農業技術
- ・農薬・肥料の入手及び使用状況
- ・市場情報(価格、品質管理、情報伝達、流通等)

<コメ関連データ>

- ・コメ生産量(灌漑稲作、天水稲作それぞれ)
- ・単位面積当たりのコメ生産量(灌漑稲作、天水稲作それぞれ)
- ・種子生産(州別生産量、品種、管理体制を含む)(灌漑稲作、天水稲作それぞれ)
- ・コメ栽培面積(灌漑稲作、天水稲作それぞれ)

<灌漑関連データ>

- ・灌漑面積(ポテンシャル灌漑面積、実灌漑面積)
- ・改修が緊急に必要な灌漑施設(場所、規模、必要な技術、改修費用等)

<ザンベジア州の既存農家組織に係る調査項目>

- ・既存農家組織の運営状況、活動報告、営農(灌漑稲作農家組織、天水稲作農家組織で別々に調査すること)
- ・組織内規則、予算規模等
- ・組織活動におけるジェンダーバランスの現状

<その他>

- ・ザンベジア州における自然災害情報(洪水被害、干ばつなど)や、災害に関する研究活動の成果と今後取り組むべき課題
- ・ザンベジア州における農業開発ニーズ

※コメ関連データ及び灌漑関連データについては、可能であればモザンビーク各州のデータを収集する。

※2009～2010年に農業省（当時）と国家統計局（INE）が協同で実施した農業センサスの結果を参考にすること。

（5）対象地区、デモ農家の選定

ベースライン調査を通じて本事業の対象地区を選定することから、プロポーザルの中で、対象地区選定のクライテリアを提案すること。ただし、クライテリアには以下の項目を含むこととする。

- ・過去に深刻な洪水被害が発生していない
- ・州都キリマネからアクセスがよい（車で2時間以内）
- ・改修が必要な灌漑水路が存在する（農民参加型で改修可能なレベル）
- ・近辺にコメを販売できるマーケットが存在する
- ・地区内に農民組織が存在している
- ・リーダー的存在の農家が存在する

なお、対象地区数は灌漑稲作地区が6地区程度、天水（低湿地）稲作地区は2地区程度を想定しているが、地区の面積、農民数等を考慮し、円滑にプロジェクトを実施する地区数を選定することとする。

ただし、対象地区の候補として詳細計画策定調査で現場視察した以下の地区を含むこと。

（灌漑稲作地区）

- ① Nicoadala 郡 M' ziva 地区
- ② Inhassunge 郡 Mirondone 地区
- ③ Namaccura 郡 Mutange 地区
- ④ Mopeia 郡 Limane 地区

（天水稲作地区）

- ⑤ Nicoadala 郡 Elalane 地区
- ⑥ Inhassunge 郡 Mirondone 地区

灌漑稲作地区、天水稲作地区それぞれに、デモ圃場（実証圃場）運営につき協力を依頼する農家（デモ圃場農家）及びデモ圃場の設置場所を選定する。育成するデモ圃場農家数およびデモ圃場の設置数をプロポーザルで提案すること。また、デモ圃場農家の選定基準として以下を含むが、他に必要と思われる基準があればプロポーザルで提案すること。

- ・本プロジェクトの趣旨を十分理解し、積極的に協力する姿勢を持つ
- ・各栽培シーズンにおいて、圃場整備や生産管理を計画的に行っている
- ・他の農家に対して技術指導することに抵抗を感じない
- ・水管理状況、土壌状況、アクセスが良い

以下、プロジェクトの活動を各成果に沿って〈灌漑稲作〉、〈天水稲作〉、〈種子生産〉、〈灌漑施設維持管理〉、〈農民組織〉、〈普及パッケージ〉、〈その他重要な活動〉、〈進捗管理に関する業務〉、の8つの分野ごとに分けて記載する。

（6）灌漑稲作

1) 既存マニュアルの栽培技術を見直し、対象地区へ適用させる

先行案件であるナンテプロジェクト及びショクエフェーズ2において稲栽培技術のマニュアルが作成された。マニュアル内では、直播栽培、移植栽培の2つの栽

培手法が存在するため、対象地区の土壌や水状況、農民の投資規模等を確認しながら、対象地区に適した栽培技術を確認し、必要であればマニュアルを改訂する。

2) 普及研修計画を策定し、普及手法を提案する

DPASA や SDAE との意見交換を通じて、普及員及びデモ農家対象の稲栽培技術の普及研修計画案を作成し、関係者間で内容を確認・合意する。その際、雨季、乾季、作期を考慮しながら、適期に計画を実施できる内容となるよう留意する。なお本プロジェクトでは、上位目標（ザンベジア州全域でのコメ生産量の増加）を達成するために、ザンベジア州に存在する約 170 名の普及員を対象に研修を行う予定であるが、プロジェクト対象地区の普及員は 20 名程度を想定している。

また、技術普及手法の各段階における DPASA、SDAE 普及員、デモ農家の役割、技術普及の実施プロセス、留意事項、プロジェクト終了後もモザンビーク側が強いオーナーシップを持って技術普及を継続して実施する体制案と実施手順を提案すること。

さらに、コメ栽培技術普及にあたり、投入、普及活動の実施スケジュールについてプロポーザルで提案すること。

3) デモ圃場（実証圃場）を設置する

上記(5)で選定した場所にデモ圃場を設置する。デモ圃場の管理方法について、農家、普及員と十分確認し、普及員が定期的にデモ圃場を巡回指導するよう助言する。

デモ圃場は灌漑・作物生産のデータを収集するために設置するものであると同時に、一般農家を対象にした研修を実施する重要な場所となる。デモ圃場での活動を通じて、農民間の技術・知識の共有を図る。

4) 普及員、デモ圃場農家を対象に研修を実施する

(6) 2) で作成した普及研修計画を下に、研修を実施する。研修実施において問題が発生した場合は、その原因を明確化し、解決を図るとともに、必要に応じて研修内容の改善を図ることとする。

5) 対象地区において普及活動を実施する

(6) 2) で最終化した普及手法を活用し、普及活動を実施する。普及員（20 名程度）及びデモ農家が他の農家（一般農家）に対して指導する形となる。普及活動を進める上で、改善もしくは変更すべき点があれば C/P と協議し、柔軟に対応する。

(7) 天水稲作

1) 天水稲栽培マニュアルのドラフトを作成する

灌漑稲栽培技術を基に、天水（低湿地）稲栽培技術に係るマニュアル（ドラフト）を C/P と作成する。洪水被害を受けにくい地区をプロジェクトの対象地区とするが、洪水に見舞われた場合の排水技術についても記述する。内容は普及員や現地農家にも理解しやすいように図や写真を多く入れ、専門的な用語はできるだけ避ける。また英語版とポルトガル語版を作成する。

2) 普及研修計画を作成する

灌漑稲作と同様、DPASA や SDAE との意見交換を通じて、普及員及びデモ農家対象の天水稲栽培技術の普及研修計画案を作成し、関係者間で内容を確認・合意する。業務内容、留意事項の詳細は（６）２）と同じとする。

３）デモ圃場を設置する

上記（５）で選定した場所にデモ圃場を設置する。この際、雨季・乾季時の圃場、水の情報を十分収集した上で設置すること。モザンビークでは天水稲作技術の協力はこれまで実施していなかったことから、デモ圃場設置は圃場所有の農家とともにいき、各段階の活動で随時技術移転を積極的に行うこと。なお、デモ圃場設置における作業としては、均平や排水路整備を含む、手作業で実施できる規模を想定している。

（８）種子生産

１）既存マニュアルの種子生産技術を対象地区に適用させる

先行案件であるナンテプロジェクトにおいて種子生産技術のマニュアルがベトナム人専門家とともに作成された。必要に応じて、対象地区の環境及び栽培技術レベルに適正化させる。持続的なコメ種子生産管理体制（配布を含む）を強化し、継続的に活用できるマニュアルとなるように、投入面、技術面を考慮する。必要があれば、ベトナム人専門家とも意見交換をして内容の適正化を図る。なお、現在、CARD の支援の元、農業食糧安全保障省がコメ種子生産戦略(案)を作成中であるところ、同戦略の内容と齟齬が生じないものとする。

２）コメ種子生産管理体制強化のための手順・方法等を分析する

既存の種子生産管理体制の状況を把握するとともに、ナンテプロジェクトでの種子生産活動結果を踏まえ、体制改善のための手順や方法、実施スケジュール、関係者の役割分担、阻害要因とその解決方法等、を分析しその結果を取り纏める。

（９）灌漑施設維持管理

１）既存マニュアルの灌漑施設維持管理技術を対象地区に適用させる

先行案件であるナンテプロジェクトおよびショクエフェーズ２において灌漑施設維持管理マニュアルが作成された。ナンテプロジェクトでは、この技術を基に農民参加で実施した水路改修後、洪水を防いだ実績がある。そのため、先行案件で導入された技術を十分活用し、必要であれば改良技術を取り入れることとする。継続的に活用できるマニュアルとなるように、費用対効果も考慮し、対象地区に適した灌漑施設維持管理技術を確立する。

２）灌漑施設維持管理計画作成を支援する

農民参加型で灌漑施設を維持管理するための計画を C/P と作成する。作成過程では農民の声も取り入れ、現地農家が投入面でも時期的にもあまり無理がなく取り組める内容とする。また、5.(3)1)のとおり、世銀がザンベジア州において ProIRRI を通じて、灌漑システムの導入及び改善を図っている。ProIRRI 関係者と灌漑施設維持管理に係る情報・意見交換を行い、灌漑施設維持管理に係るノウハウを ProIRRI と共有し、C/P と作成する灌漑施設維持管理計画に組み込む。ProIRRI とは異なる施設維持管理手法を取り入れる場合も、ProIRRI 関係者と施設維持管理に

係る情報を随時共有し、関係強化に努める。なお、同計画の中で、水利組合による灌漑施設維持管理研修計画（改修場所、改修規模、導入技術、農民参加数、予算、期間を含む）も作成することとする。研修は理論（2割）と実践（8割）を組み合わせ、その際の教材もC/Pと作成する。研修実施は乾季での実施を想定しているが、農民やプロジェクト関係者のスケジュールを確認しながら実施時期を決める。

（10）その他の重要な活動

1）ナンテフォローアップを実施する

ナンテプロジェクトで作成されたマニュアルの活用度や、2014年の洪水被害からの復興状況等を確認するとともに、短期間で実施可能な技術的指導を行う。

2）フォローアップのためのモニタリングを実施する

継続したフォローアップを行うために、対象地区の農家全てのモニタリングを実施する。モニタリングの項目についてはプロポーザルで提案すること。その際、以下の項目を含むこととする。各項目においてデモ圃場、対象地区の農家で区別するほか、灌漑稲作地区だけでなく、天水稲作地区におけるデータ、及び種子生産に係るデータを収集・整理すること。なお、モニタリングで収集されたデータは、エンドライン調査でも活用できるように適切に整理・管理すること。

- ・ 単位面積当たりのコメ生産量（単収）
- ・ 圃場全体でのコメ生産量
- ・ 水管理データ（配水及び排水のサイクル）
- ・ 病気や害虫被害状況（発生した場合）
- ・ 単収増加への貢献事項（単収増加が確認できた場合）
- ・ 種子生產品種と各品種の生産量
- ・ 灌漑施設改修場所、長さ、導入技術、研修参加農家数及び技術レベル
- ・ 農民組織強化研修に参加した農民組織の一般情報（男女人数、回転資金総額、回転資金活用度、回転資金回収率など）

3）NRDP 推進活動

CARDにおいて、モザンビークは第1グループに選定されており、コメ開発における期待は大きいものの、いまだにNRDPが最終化されていない。コメの生産量を効率的にそして計画的に増加するためにも、NRDP策定は重要な位置づけである。本プロジェクトの総括は、定期的に農業食糧安全保障省のNRDP担当者、関係者との意見交換、また関連会合への出席を通じてNRDPの推進を図る。

（11）進捗管理に関する業務

1）定期会合

週ごともしくは隔週ごとにC/Pと州レベルの会合を開き、各活動の進捗状況を関係者と共有し、随時プロジェクトの方向性の確認を行う。深刻な問題が発現した場合は迅速に中央レベルもしくはJICA事務所に相談し、早急な問題解決を図る。

2）JCCの開催

JCCは少なくとも年1回開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び、目標の達成度等を確認する。ベースライン調査の結果

を基に、PDM内の具体的な指標を設定し、JCCにおいて承認を得る。

3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

第2年次契約期間：2017年10月～2019年9月

(1) 第2年次ワークプランの作成・協議

C/P機関との協議、意見交換を通じて、第2年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワークプラン（第2年次案）を作成し関係者間で合意する。

(2) 灌漑稲作

1) 普及研修計画を策定する

第1年次での普及活動の結果を踏まえ、改善すべき内容を明確にし、第2年次における普及研修計画をC/Pと策定する。

2) 普及員、デモ圃場農家を対象に研修を実施する

第1年次とは異なる普及員（希望があれば、第1年次と同じ普及員も可とする）、デモ農家を対象に上記1)の計画に沿った研修を行う。必要に応じ、研修内容の修正すべき点をC/Pと確認し、柔軟に研修に反映する。

3) 対象地区において普及活動を実施する

上記2)で研修を受けた普及員及びデモ農家が第1年次(6)2)の手法を用いて普及活動を行う。必要に応じ、第1年次の手法を改善し、対象地区に最も適すると思われる手法を随時柔軟に取り入れることとする。ただしその場合、各地区の普及手法や採用した理由を明確に記録し、活用できるように整理する。

(3) 天水稲作

1) 普及研修計画を策定し、普及員、デモ圃場農家を対象に研修を実施する

灌漑稲作同様、普及研修計画を策定し、対象郡の普及員、デモ圃場農家を対象に同計画に沿って研修を実施する。研修参加者のフィードバックを定期的に行い、研修内容変更の必要があれば、C/Pと情報共有しながら変更し、現地に適した研修内容となるよう心掛ける。

2) 対象地区において普及活動を実施する

第1年次(6)2)で提案した普及手法を用いて、上記1)で研修を受けた普及員及びデモ農家が他の農家（一般農家）に対して普及活動を実施する。

(4) 種子生産

1) 種子生産研修計画を作成する

5.(3)2)で述べたように、現在ベトナムがザンベジア州農業食糧安全保障局で種子関連のプロジェクトを実施している。ベトナム人専門家、DPASAの活動内容について適宜情報共有し、可能であればベトナム人専門家に種子生産研修計画の作成支援を依頼するとともに、研修実施の際にも連携が可能か確認する。ただし、

実際に研修実施の連携を行う場合は、ベトナム人専門家に対する謝礼金や派遣費等について研修実施前に確認を行うこととする。また、ベトナム人専門家との連携に係る費用については、別見積りで提案すること。

なお、IIAM、種子生産会社、種子検定員、種子生産農家を対象に、種子生産管理研修を実施するため、各対象者によって研修内容が異なる。関係者のスケジュール、ニーズ、能力等を確認し、各対象者に対する研修計画を作成する。

2) デモ圃場を設置する

第1年次(5)のデモ圃場設置の条件に基づき、種子生産のためのデモ圃場を設置し、種子生産管理研修の準備を行う。

3) IIAM、種子生産会社、種子検定員、種子生産農家を対象に、種子生産管理研修を実施する

上記1)で作成した研修計画に沿って各対象者に研修を行う。研修終了時に研修参加者からのフィードバックを依頼し、必要であれば、研修内容の修正を提案し、関係者間で合意を得る。

4) 種子生産管理システム改良案を作成する

上記3)のフィードバック等を踏まえ、既存の種子生産管理システムの改良案を作成する。本活動も、ベトナムプロジェクトとの連携を検討する。ただし、その際はベトナム側、日本側の役割を明確にし、C/Pと合意を得ること。SC及びJCCにおいても同改良案について説明し、種子生産管理の責任機関である農林業局(前サービス局)と意見交換を行う。

(5) 灌漑施設維持管理

1) 計画を改定する(必要に応じ)

C/Pと第1年次(9)2)で策定した灌漑施設維持管理計画の実施状況を確認し、必要に応じて計画を改定し、SCで情報共有する。

2) 水利組合による灌漑施設維持管理の技術的支援を行う。

第1年次(9)2)で作成した教材を利用し、灌漑施設維持管理計画に沿って農民参加型の灌漑施設維持管理研修を行う。

(6) 農民組織

1) 農民組織活動支援研修マニュアル案を作成する

ショクエフェーズ2では、農民組織強化に係るマニュアルを作成した。これをベースに、「回転資金活用」、「農村金融活用」、「精米機管理」、「マーケティング」を含む内容の研修マニュアル案をC/Pと作成する。

2) 研修計画を作成する

ショクエフェーズ2では、営農支援グループ(FSG)を作り、グループ内の農民を対象にした稲栽培技術指導や、回転資金を活用した初期投資などを行った。結果として、回転資金の回収率が低い地区と高い地区が存在した。洪水被害があった地域では低い回収率であったのに対し、洪水被害が小さい地域の女性グループについて

は高い回収率であったという傾向にある。それら以外にも回収率に影響を及ぼす要因があればそれを分析し、回転資金を活用した農民組織強化のための研修計画をC/Pと作成する。その際、州農業食糧安全保障局もしくは、郡経済活動事務所職員と研修内容を精査し、確実に実践に移せる体制になるよう留意する。

なお、回転資金は種子や肥料購入等に充てることを想定しており、コメ生産性向上のために重要なアプローチとして位置づけられる。そのため、プロジェクト終了後も持続的かつ自律的に農民組織が回転資金を活用できることが求められる。

3) 農民組織強化研修を実施する(年次計画策定支援を含む)

上記2)で作成した研修計画に沿って対象組織に対して研修を実施する。その中で、各組織が取組む年次活動計画の策定支援も行うこととする。各組織の年次活動計画はSCでも関係者と情報共有し、必要であれば修正を加える。

4) 農民組織活動支援研修マニュアルを改訂する

上記3)の研修を通じて得た研修参加者からのフィードバックや明確になった課題を踏まえ、より研修を円滑かつ効率的に実施するために農民組織活動支援研修マニュアルを必要に応じて改訂する。

5) 農民組織活動のガイドラインを作成する(準備程度)

これまでの農民組織強化に係る活動を踏まえ、円滑な農民組織活動のためのガイドラインのたたき台を作成し、SCで関係者と意見交換し、適宜修正を加える。

(7) 普及パッケージ

1) 普及パッケージ教材の更新確認のための関係者(農業食糧安全保障省及び州レベル)内会議を開催する

改訂されたマニュアルやガイドラインを整理し、農業食糧安全保障省及びザンベジア州において関係者と情報共有し、パッケージとして取り纏めるための意見交換を行う。農業食糧安全保障省で行う会議にはコンサルタントだけでなく、州農業食糧安全保障局のC/Pにも出席を促し、パッケージ取り纏めに向けた積極的な関与を促す。

2) コメ生産市場化普及パッケージの取り纏め

作成された灌漑及び天水(低湿地)稲栽培、種子生産、灌漑施設維持管理、農民組織に係るマニュアルやガイドラインを整理し、1つのパッケージに取り纏める。現時点でコメ生産市場化普及パッケージ(普及パッケージ)という名称にしているが、取り纏めの段階でモザンビーク側と協議し変更することも可とする。

3) パッケージ教材のよりよい活用と教訓共有のためのワークショップを開催する

最終的にパッケージを活用する普及員やデモ農家を招集し、現時点でのマニュアルやガイドラインの内容について確認するとともに、パッケージとして取り纏めた後の活用方法について意見交換を行い、方策を取り纏める。ワークショップは年に1、2回程度の開催を想定している。ザンベジア州の普及員だけでなく、他州(コメ生産が盛んな地域)の普及員も招集すること。ワークショップの内容については、JCCで関係者と情報を共有する。また、ワークショップの内容については、プロポ

ーザルで提案すること。

4) 普及パッケージの NRDP への反映に向けた協議を行う

取り纏めた普及パッケージを、農業食糧安全保障省が作成中の NRDP へ反映することを想定している。NRDP 作成に係る協議に参加し、同パッケージの内容及び、NRDP への反映の必要性、活用法などを参加者に説明し意見交換する。なお、同パッケージはモザンビーク全国で活用されることを想定していることから、ガザ州など他のコメ生産地域における、州農業食糧安全保障局局長等とも活用に向けた意見交換を行い、全国での展開計画を C/P と作成する。

さらに、関係者との協議を踏まえた上で、上述した他のコメ生産地域での同パッケージの説明会やワークショップを行うこととしている（年に2回程度）。プロジェクト目標としてはザンベジア州のみを対象とするが、普及パッケージの今後の全国活用のために、他州の農業関係者に対して同パッケージを認知してもらう取り組みを行う。具体的な内容、規模については、プロポーザルで提案すること。

(8) その他の重要な活動

1) 実践に基づいてマニュアルを改訂する

これまでの実践に基づき、灌漑稲栽培技術、天水稲栽培技術、種子生産技術、農民組織活動支援研修に係るマニュアルを C/P とともに改訂する。改訂した点については、JCC において関係者間と共有する。

2) 第三国研修

東アフリカにおいてコメプロジェクトを実施している国での第三国研修を行う。候補として、以下のプロジェクトを挙げる。

- ・タンザニア国「コメ振興支援計画プロジェクト」(2012年11月～2018年11月)
- ・ウガンダ「コメ振興プロジェクトプロジェクト」(2011年11月～2018年3月)

タンザニアのプロジェクトが実施している全国レベルでの農民間普及の知見や、ウガンダのプロジェクトが実施している3つの異なる栽培環境（天水丘地、天水低湿地、灌漑低地）での稲栽培技術の知見を本プロジェクトに活かすことを想定している。また、研修には州農業局職員、郡経済活動事務所職員レベルの計7名程度の参加を予定している。研修内容の提案とともに、上記以外の第三国のプロジェクトで本プロジェクトに活用できる知見があれば、プロポーザルの中で提案すること。なお、研修期間は1週間程度を想定している。

3) 本邦研修

政策策定や種子生産管理の知見に係る研修を本邦で実施する。研修対象者は州農業局（ザンベジア州以外も検討）もしくは中央レベルの幹部5名程度とする。研修内容、場所についてはプロポーザルで提案すること。研修期間は2週間程度を想定している。

4) ナンテフォローアップ

第1年次と同様に、短期間（数日～1週間程度）で実施可能な稲栽培、種子生産、灌漑施設維持管理等に係る技術的指導を行う。

5) フォローアップのためのモニタリングを実施する

第1年次で提案したモニタリング項目に基づき、C/Pとともに、対象地区のモニタリングを実施し、その結果をSCにおいて関係者と共有する。

6) NRDP 推進活動

第1年次同様、本プロジェクトの総括は、定期的に農業食糧安全保障省のNRDP担当者、関係者との意見交換、また関連会合への出席を通じてNRDPの推進を図る。

(9) 進捗管理に関する業務

1) JCC の開催

プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び、目標の達成度等を確認する。PDM変更等、大きな問題提起があった場合は、JICAモザンビーク事務所及びJICA農村開発部と協議し方向性を決定した上で、モザンビーク側と合意する。

2) 業務完了報告書の作成

第2年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

第3年次（終了年次）契約期間：2019年10月～2021年9月

(1) 第3年次（終了年次）ワークプランの作成・協議

C/P機関との協議、意見交換を通じて、第3年次（終了年次）の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワークプラン（第3年次案）を作成し、関係者間で合意する。

(2) 各分野の研修を実施する

第1年次、2年次と同様、灌漑稲作、天水稲作、種子生産、灌漑施設維持管理、農民組織に係る研修を実施する。各研修の参加者数（男女別）や採用技術、課題等を含む研修の実績を取り纏め、エンドライン調査に活用する。

(3) 対象地区において普及活動を実施する（灌漑稲作、天水稲作）

第1年次、2年次同様、上記2)で研修を受けた普及員及びデモ農家が他の農家（一般農家）に対して普及活動を実施する。

(4) その他重要な活動

1) 各活動に係るマニュアルの改訂

これまでに実証圃場や研修等で実践された技術を整理し、灌漑稲栽培技術、天水稲栽培技術、種子生産技術、灌漑施設維持管理におけるマニュアルを最終化する。なお、同作業はC/Pを主体として行うこと。

2) ナンテフォローアップ

これまでに行ったフォローアップ活動の結果を取り纏め、ナンテプロジェクト関係者（マガンジャ・ダ・コスタ郡経済活動事務所職員等）とその内容を共有する。また、本プロジェクト終了後のナンテ地区のフォローについてJICAモザンビーク事務所及びJICA農村開発部と協議し、その方針についてマガンジャ・ダ・コスタ

郡経済活動事務所、及びザンベジア州農業食糧安全保障局に対して説明し理解を得る。

3) フォローアップのためのモニタリングを実施する

第2年次と同様、C/Pとともに、対象地区のモニタリングを実施し、その結果をSCにおいて関係者と共有する。プロジェクト終了後のモニタリング法、実施体制についてC/Pと協議し、具体案を取り纏める。

4) 普及パッケージのNRDPへの反映に向けた協議を行う

総括はNRDP策定に係る協議に参加し、普及パッケージの内容及び、NRDPへの反映について関係者間で協議し、同パッケージのNRDPにおける位置づけを明確にする。また普及パッケージの全国展開計画をC/Pと作成し、JCCで農業食糧安全保障省を含む関係機関、関係者から承認を得る。

(5) 進捗管理に関する業務

1) エンドライン調査

ベースライン調査で調査した項目について、エンドライン調査を実施し、その内容を分析する。モニタリングシートに活用するとともに、調査結果についてJICA農村開発部及びJICAモザンビーク事務所と共有すること。エンドライン調査は現地再委託を認める。

2) JCCの開催

最終年次のJCCとして、関係者と業務完了報告書の共有を行う。また、上位目標（ザンベジア州全域でのコメ生産量の増加、対象地区のコメ農家の稲作年間収入の向上）達成に向けて本事業の成果を維持・継続し、他の稲作地区へ活用するための各関係者の役割やその方策について確認する。

3) 業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめ、協力期間終了1か月前までにJICA農村開発部に提出する。同報告書の概要はJCCで発表し、モザンビーク側関係者とも共有することとする。

7. 機材の調達及び調達支援

プロジェクトの実施に必要と判断される機材は、原則として現地にて調達する。

(1) 機材の調達

コンサルタントはプロジェクトの実施にあたって、プロジェクトオフィスの整備に必要な以下の機材を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。これらは、コンサルタント及びC/Pが使用することを想定している。

- ・コンピュータ（デスクトップ2台、ラップトップ8台）
- ・コピー機 1台
- ・カラープリンタ（スキャナ機能付き）2台
- ・UPS 5台
- ・その他機材（カメラ、プロジェクター等）

・事務所家具（事務机、事務椅子、キャビネット等）

コンサルタントは現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な仕様を作成し、JICA の承認を得た上で調達を行う。納入場所はザンベジア州農業食糧安全保障局内の本プロジェクトオフィスとする。

(2) その他プロジェクト実施に必要と判断される機材

その他、コンサルタントが活動に必要と考える機材については、プロポーザルに①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積り価格、⑤現地調達の可否、⑥用途、⑦必要と判断される理由、を記載すること。最終的に調達が必要と判断されうる機材は、JICA の指示に基づき、コンサルタントが調達する。

(3) 留意点

上記(1)、(2)の機材については、コンサルタントが管理を行い、プロジェクト終了後に JICA と協議し、C/P 機関に引き渡すものと JICA モザンビーク事務所で保管するものとに区分する。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1から2年次はプロジェクト業務進捗報告書、第3年次（終了年次）はプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

成果品	提出時期等	言語/部数
第1年次		
業務計画書（第1年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部 英文：6部
ワークプラン（第1年次）	業務開始から約3カ月後	英文：6部
Monitoring Sheet Ver. 1	業務開始から6カ月以内	英文：2部
Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1 提出の6カ月後	英文：2部
プロジェクト業務進捗報告書 （第1年次）	契約年次終了時 直近の Monitoring Sheet の更新	和文：3部 英文：6部
第2年次		
業務計画書（第2年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部 英文：6部
ワークプラン（第2年次）	業務開始から約1カ月後	英文：6部
Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver. 提出の6カ月後	英文：2部
Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver. 提出の6カ月後	英文：2部
Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. 提出の6カ月後	英文：2部
Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. 提出の6カ月後	英文：2部
プロジェクト業務進捗報告書 （第2年次）	契約年次終了時 直近の Monitoring Sheet の更新	和文：3部 英文：6部

第3年次		
業務計画書（第3年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部 英文：6部
ワークプラン（第3年次）	業務開始から約1カ月後	英文：6部
Monitoring Sheet Ver.7	前Ver.提出の6カ月後	英文：2部
Monitoring Sheet Ver.8	前Ver.提出の6カ月後	英文：2部
Monitoring Sheet Ver.9	前Ver.提出の6カ月後	英文：2部
Monitoring Sheet Ver.10	前Ver.提出の6カ月後	英文：2部
プロジェクト業務完了報告書	協力期間終了1カ月前	和文3部 英文20部 CD-R3部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン⁶」を参照。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワークプラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（モニタリングシートの概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績

⁶ http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf
（2014年11月発行）を参照

- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会（JCC）、運営委員会（SC）議事録等
- ⑧その他活動実績

注）上記イ）d）、e）及び⑥の引渡しリストは業務完了報告書のみに記載

（2）技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの各年次のプロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書
- ウ 各種教材（研修テキスト、マニュアル等）
- エ コメ生産市場化普及パッケージ（仮名）

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条⁷に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

⁷ http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201404.pdf

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1年次：2016年10月～2017年9月
- (2) 第2年次：2017年10月～2019年9月
- (3) 第3年次：2019年10月～2021年9月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1年次 約 28.00M/M
全体 約 140.01M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること（以下のウ及びエを同一人とする等）。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/普及（2号）
- イ 稲栽培/種子生産（3号）
- ウ 農民組織（3号）
- エ 灌漑施設維持管理
- オ マーケティング
- カ 社会経済
- キ 業務調整/研修管理

(3) 通訳

本事業で通訳（ポルトガル語）が必要な場合は本邦、第三国からの参団、現地雇用等についてはプロポーザルで提案すること。なお、日本語 - ポルトガル語、英語 - ポルトガル語の両方を可とする。ただし、経費は直接費のみとする。

3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pの配置
- (2) ザンベジア州農業食糧安全保障局内のプロジェクト用のスペース
- (3) 農業食糧安全保障省普及局内のオフィススペース（主に普及パッケージの協議やNRDPへの反映協議を行う際に使用）

4. 関連資料

(1) 公開資料

- ・「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」終了時評価調査報告書

URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019469.html>

・「シヨクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」終了時評価調査報告書

URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019534.html>

・「シヨクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発プロジェクト」終了時評価調査報告書

URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255698.html>

・ウガンダ国「コメ振興プロジェクト中間レビュー調査報告書」

URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018636.html>

(2) 配布資料 (電子データ)

- ・「ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ・「ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト」Minutes of Meetings (写)
- ・「ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト」Record of Discussions (写)
- ・「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」チーフアドバイザー業務完了報告書
- ・「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」チーフアドバイザー作成のザンベジア州内稲作地域調査結果資料
- ・「シヨクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」業務完了報告書

5. 現地再委託

以下の調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

(1) ベースライン調査及びエンドライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン⁸」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこととする。また、現地再委託に係る経費は本見積りに計上すること。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務における契約については、年度を跨ぐ複数年度で契約締結することとし、年度を跨る現地及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行うことが可能であり、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

⁸ 以下 URL を参照。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201204_guide.pdf

現地作業期間中は、JICA が規定する安全管理措置を遵守するとともに、JICA 事務所からの指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

